

## 宴会・会議・催事・婚礼規約

株式会社クルーズクラブ東京（以下当会場と称します）では、宴会、会議、催事、婚礼等（以下宴会等と称します）をとり行うための会場のご利用に関して、次の通り規約を定めておりますので予めご了承下さいますようお願い申し上げます。この規約内に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

### 1. 宴会等のお申込みと仮予約

お申込みは、ご希望日の1年前から承ります。（一部のプランは3か月前から）

お申込みの際、仮予約期間を設けております。仮予約期間は原則としてお申込み時より2週間（14日間）とさせていただきます。この期間内にご利用の有無を当会場までご連絡ください。

仮予約期間内にご連絡の無い場合には、ご利用予定の無いものとさせていただきます。

### 2. 宴会等のご成約と「お申込み確認書」の発行

お客様からの宴会等決定のご連絡に対して、当会場が申込みをお受けするとの意思表示をした時をもって成約といたします。但し、当会場が承諾しなかった事を証明したときはこの限りではありません。成約後、担当者よりご利用の概要とお支払いに関する「お申込確認書」を発行させていただきます。

### 3. 「お申込金」のお支払い

「お申込金」のお支払い金額および支払い期日は成約後に発行する「お申込確認書」にてご案内いたします。お支払いは、現金・クレジットカード・お振込みにてお願いいたします。「お申込金」は宴会等ご料金又は取消し料、日程変更料の一部として取り扱わせていただきます。

### 4. お支払い

当会場からご提示いたしましたお見積金額から「お申込金」を差し引いた金額を、原則として宴会等の開催日の7日前までに現金・クレジットカードもしくはお振込みにてお支払い下さい。期間内にご入金がない場合は、お申込みを取消させていただきます、以下に定める取消料をお支払いいただきます。

### 5. 有料人数の確定

お料理・お飲物をご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）の最終ご注文数は、開催日の3日前正午までに、当会場の担当者までご連絡下さい。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、有料人数分の料金をいただきます。

### 6. 宴会時間と追加料金

宴会場等のご利用は、設営から撤去を含め、予め打ち合わせいただいた時間内で終了していただきますようお願い申し上げます。開始から終了までの利用時間が超過した場合は、追加の室料又は貸切運航料を頂戴することになります。ただし、他の会場使用、または次の会場使用時刻との関係で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。

## 7. 装飾・余興等の手配：

宴会等に関する装飾・装花・音響・照明・余興・音楽・レセプタント・司会・引き出物等につきましては当会場より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当会場の指定する業者以外に依頼される場合には、宴会等を円滑に運営するため、事前に当会場にご連絡いただき、了解を得た後にご注文下さい。

## 8. 直接ご依頼の業者に対するお願い

当会場の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取り付け方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、当会場の美観、動線などを踏まえて、一定のルールの下に実施していただくように当会場よりその業者の方々にご指示申し上げます。

## 9. 持込データに関して

①お客様が持ち込まれた CDR・DVD・音楽データ・映像データ・その他のデータを、当会場内の機材を使用して再生、使用しようとする場合に、相互のデータ形式、互換性などによる不具合が発生する場合があります。当会場ではお持込のデータに関しては、一切の責任を負いませんので予めご了承をお願いいたします。事前に再生テストをされることをお勧めいたします。

②施設内で、著作権のある音楽作品、音楽ビデオをお客様が複製又はダウンロードにより録音（録画）した記録媒体等を使用する場合は、著作権法に準拠し「音楽著作権管理団体」（JASRAC）及び「著作権隣接権管理団体」（RJA等）へ使用を申請し、使用許諾を受けた上での使用をお願いいたします。なお、申請および使用料のお支払いはお客様の責任において行っていただきます。ただし、著作権のない作品等についてはこの限りではありません。

## 10. 損害賠償

お客様および当会場を利用されるすべての関係者・手配業者は、当会場の施設・什器備品等を破損、損傷しないように充分にご注意下さい。

もし、施設・什器備品等に損傷等、損害が発生した場合には、その修復に関して当会場よりご案内申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、又はその損害賠償金（休業補償金を含む）をご負担下さいますようお願い申し上げます。

## 11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止させていただいております。

- ① 犬・猫・小鳥・その他愛玩動物・家畜類の持込（盲導犬・介護犬・聴導犬を除く）
- ② 危険物、有毒物、発火または引火性の物品の持ち込み、火気・火薬類の持ち込みとその使用  
（船内持ち込み禁止：微量の火薬を使用したクラッカー等も対象です）
- ③ 他のお客様のご迷惑になるような騒音を出す物品の持込  
（楽器演奏は、事前に担当者でご相談下さいますようお願い申し上げます。）
- ④ 会場等施設を汚す恐れのある物品の持込
- ⑤ 悪臭を発するもの、その他不快感を与える物品の持込
- ⑥ 賭博等、風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動

- ⑦ 当会場の許可なく、営業上の目的で宴会などの様子を撮影および録音する行為、各種SNSを使用したライブ配信行為やインターネット上に掲載する行為
- ⑧ 備品等の移動使用目的以外のご利用
- ⑨ その他法令で禁じられている行為

## 12. お客様による宴会等契約の解除

すでに成約された宴会等は、別項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも宴会等契約を解除又は期日を変更することができます。

お客様は下記に該当する場合は取消料なしで宴会等契約を解除することができます。

- ① 天災地異、暴動、官公署の命令その他の事由により宴会等の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ② 会場の責に帰すべき事由により契約書面に従った宴会等実施が不可能となったとき。

## 13. 当会場による宴会等契約の解除

お客様が当会場所定の期日までに宴会等ご料金を支払われなるときは、当会場は宴会等契約を解除することがあります。このときには取消料に相当する違約金をお支払いいただきます。

次の各一に該当する場合には当会場は宴会等契約をお断りするか契約締結後であっても解除することがあります。

- ① 宴会等にご出席のお客様が法令、又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると当会場が判断した場合。
- ② 他のお客様にご迷惑をおかけすると当会場側が判断した場合。
- ③ お客様または宴会等のご出席者、あるいはお客様が直接依頼した業者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合。
- ④ 天変地異、暴動、官公署の命令その他の事由により宴会等の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑤ 宴会等に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。

## 14. 個人情報の取り扱い

当会場のご利用に際し、お預かりする個人情報につきましては、当会場がお客様のご宴席を準備・実施するために使用するものであり、それ以外の目的に使用することはございません。

## 15. その他

①当会場では、次に掲げる事項が生じた際には、非常放送が流れ、やむなくご宴会等の進行を中断または中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。

- ・強い揺れの地震が生じた場合
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）が配信された場合
- ・消防法の定めにより施設内に設定している火災報知器が感知した場合

②食品のアレルギーについて、ご相談がございましたら担当者へお申し付けください。

ご希望に沿ってできる限りアレルゲン除去に努めますが、ご提供する料理はアレルゲンの完全除去を保証するものではありませんので、ご利用に際しお客様に最終的はご判断をいただきますようお願い申し上げます。

③ご宴会等にご出席のお客様が駐車場（シーフォートスクエア地下駐車場）を利用される場合には、当会場にて予め定めた台数および時間分の割引券をお渡しいたします。駐車券をフロントまでお持ちください。

## 16. 自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態への対応

公益財団法人日本ブライダル文化振興協会作成「挙式・披露宴会場おける改訂モデル約款」を参考

お客様のご宴会等の開催日時が、自然災害の発生、指定感染症等の流行など以下のいずれかの条件（以下、「判断条件」といいます。）を満たした場合に適用されます。

① 台風等の接近に伴い、気象庁より、施設の所在地を対象に警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された場合（自然災害のうち台風等危険が予測できる災害）

② 自然災害発生による被害の発生（施設の損壊に限られません。）、又は予知警報等を受け、施設の場所、交通条件、周辺環境又は開催時間等を踏まえ、円滑かつ安全なご宴会等の開催に支障をきたす場合

③ 指定感染症等の流行に対し、国が定める法令や自治体の条例等に基づき、施設の利用に対する休業又は休業に準ずる要請・指示・命令等が出た場合

上記判断条件のいずれかを満たした場合は、開催日程の変更やご利用施設、会場の変更、時間等の変更、または、予定のご宴席の中止についてお客様にご説明の上対応させていただきます。

当会場は、国や東京都の協力依頼や業界が定めるガイドラインが発出される場合には、事前にお客様にご説明の上、これに沿ったご宴席を実施させていただきます。

判断条件を満たさない場合でも、指定感染症等の流行の条件を満たす見込みが高まったと当会場が判断した場合には、事前にお客様にご説明の上、以下の各事項その他の必要な対応を実施することができるものとします。

- ・施設スタッフによるサービス提供時のマスク着用
- ・お客様及び参列者に対しての手洗い及び消毒の推奨
- ・来館者への検温の実施、発熱者の入館の拒否又は退去の依頼
- ・その他施設内の衛生環境維持に必要な措置

## 17. 規約の変更

本規約は、民法上の定型約款に該当し、本規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

本規約の変更は、変更後の規約の内容を、当会場の公式ホームページに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。

<お取消料・ご変更料について>

取消日・ご連絡日	お取消	利用日変更
ご成約日よりご利用日 91 日前まで	最新のお見積り金額総額（注 1）の 10%と実費（注 2）	最新のお見積り金額総額の 10%と実費
ご利用日 90 日前より 61 日前まで	最新のお見積り金額総額の 50%と実費	最新のお見積り金額総額の 10%と実費
ご利用日 60 日前より 31 日前まで	最新のお見積り金額総額の 70%と実費	最新のお見積り金額総額の 30%と実費
ご利用日 30 日前より 3 日前まで	最新のお見積り金額総額の 80%と実費	最新のお見積り金額総額の 50%と実費
ご利用日の 2 日前～当日	最新のお見積り金額総額の 100%と実費	最新のお見積り金額総額の 100%と実費

\*（注 1）お見積金額総額とは、確定の時点でお客様が受け取られている最新のお見積金額の総額を指します。ただし、ご請求書を発行済みの方は、ご請求書金額の総額といたします。

\*（注 2）実費とは、すでに作成が完了している品物や手配が完了している項目のことを指します。

<お振込口座> **三菱 UFJ 銀行 本店 当座 9053983**

**名義：株式会社クルーズクラブ東京**

カ) クルーズクラブトウキョウ

\*振込み手数料は、お客様にてご負担をお願いいたします。

この宴会催事規約は、2026 年 4 月 20 日現在を基準としております。

(内容については予告なく変更する場合がございます)

**【ご予約・お問い合わせ】**

株式会社クルーズクラブ東京 営業部

〒140-0002 東京都品川区東品川 2-3-16

シーフォートスクエア 1F

TEL：03-3472-8105

公式ホームページ <https://cctokyo.co.jp>